

青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について**1 制定理由**

障害児入所施設の指定をもって、18歳以上の者が利用できる障害者支援施設の基準を満たすとする「みなし規定」を延長するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第2号）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）が一部改正されることに伴い、所要の改正をするために制定するもの

2 改正内容

一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例について、期間を延長するもの

区分	改正後	改正前
特例の期間	<u>令和6年3月31日まで</u>	<u>令和4年3月31日まで</u>

3 施行期日

令和4年4月1日

青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
 条例等の一部を改正する条例（平成三十年条例第十号）の一部改正

新旧対照表

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第十三条及び第十七条に規定する指定障害者支援施設等については、この条例による改正後の青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六条から第十二条まで及び第十六条の規定にかかわらず、<u>令和六年三月三十一日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第十三条及び第十七条に規定する指定障害者支援施設等については、この条例による改正後の青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六条から第十二条まで及び第十六条の規定にかかわらず、<u>令和四年三月三十一日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>